表2-4-3 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類

No.	施 設 の 種 類	施設の規模
1	貯蔵施設(揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設(温度が 15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するもの を除く。))	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設 (燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設)	1日の取扱量が30kL以上であるも の
3	燃料小売業の用に供する地下タンク (燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク)	貯蔵容量の合計が30kL以上である もの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。

 - イ 単一成分であるものにあっては、1気圧の状態で沸点が150℃以下であるもの ロ 単一成分でないものにあっては、1気圧の状態で5容量比パーセントの留出量となるときの温度が 150℃以下であるもの
 - 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあっては 当該許可に係る容積、その他の施設にあっては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施設の種類	規 制 基 準
貯蔵施設 (上記表の1に掲げる施設)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 (上記表の2に掲げる施設)	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク (上記表の3に掲げる施設)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。